

国の中小企業対策に関する重点要望

2020年8月19日
東京商工会議所

わが国経済は、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により過去に例のないような大きな打撃と混乱が生じている。緊急事態宣言は解除されたものの、イベントや会合、外出の自粛、学校の一斉休校の要請などにより、ヒト・モノの移動は大きく制限され、幅広い業種で需要が蒸発し、事業者は深刻な経営状況に陥っている。とりわけ、経営体力の弱い中小企業・小規模事業者には甚大な影響が及び、事態が長期化するにしたいがい、廃業や倒産が増加してきている。今後、第二波・第三波に備えつつ、事業者が「新しい生活様式」に対応した感染防止策を講じながら経済活動を再開していくことが求められている。そのような中、政府においては、令和2年度補正予算、2次補正予算と大型の緊急経済対策を実施してきており、事業者の心強い支援となっているが、困窮する事業者へ迅速に支援策が届くよう、引き継ぎ不断の努力を図られたい。

地域経済や雇用を支えてきた中小企業・小規模事業者が将来に希望を持てるよう、「新しい生活様式」への対応に向けたデジタル化など、業務プロセス改革による生産性向上を図るとともに、新製品や新サービス開発などイノベーションへの取り組みなど、新たな価値を生み出す活動を力強く支援していくことが重要である。

一方で、今まで中小企業が抱えてきた人手不足や事業承継などの本質的な課題は残ったままである。新型コロナウイルスの影響による事業継続が最大の課題であるが、本質的な課題解決を後回しにすることはできない。とりわけ、新型コロナウイルスの影響と相まって経営者の高齢化に伴う廃業の増加は差し迫った課題となっており、抜本拡充された事業承継税制の利用を促進するとともに、後継者不在の企業に対する第三者承継の推進など、引き続き中小企業の価値ある事業の円滑な承継に取り組んでいく必要がある。

また、不公正な取引環境や不合理な商慣習によって、中小企業が生産性向上が阻害されていることから、サプライチェーン全体で是正する取り組みを進めるとともに、「価値創造企業に関する賢人会議」を経て「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」において提案された、大企業と中小企業の共存共栄モデルの実現に向けた取り組みを進める必要がある。あわせて、経済環境が悪化する中で、立場の弱い中小企業・小規模事業者にしわ寄せが来ないように、取引適正化に向けた監視体制の強化も必要である。

以上の観点から、当商工会議所は以下の政策の実現を強く要望する。当商工会議所は、中小企業の持続的成長に向け、関係諸機関との連携を密にし、地域の総合経済団体として、新型コロナウイルスで甚大な影響を受けた中小企業・小規模事業者の支援に尽力する所存である。ついては、政府におかれても、会員企業の意見を集約した以下の要望をくみ取り、実現に向けて取り組まれない。

記

I. 「新しい生活様式」に対応した新たな価値の創造に対する支援

1. 新製品・新サービス開発による新たな価値の創造に対する支援

(1) 「新しい生活様式」など多様なニーズへの対応に向けた取り組みの後押し

新型コロナウイルス感染症による経済の落ち込みからわが国経済が活力を取り戻し、Society 5.0が到来する中で国際競争力を強化するためには、業種や企業規模の垣根を越えて、「新たな価値の創造」に取り組む必要がある。中小企業においても、多様化する消費者のニーズや「新しい生活様式」に対応したビジネスモデルへの転換を検討しているものの、経営環境の急激な悪化に伴い、取り組みをスムーズに進められない企業も多い。中小企業の前向きな挑戦を後押しすべく、新製品・新サービスの開発に関して、アイデアの検証から研究開発に要する費用を助成する制度を創設されたい。あわせて、挑戦する企業をさらに後押しする「中小企業技術革新制度（SBIR）」においては、各省庁におけるSBIR特定補助金への指定増加などにより、より多くの中小企業へ参入機会を提供されたい。

多くの中小企業・小規模事業者を活用されてきた、設備投資促進により革新的な取り組みを支援する「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」が、令和元年度補正予算における「中小企業生産性革命推進事業」の一つとして、通年公募など事業者がより活用しやすい形で措置されたことは歓迎したい。より多くの企業のチャレンジを後押しすべく、事業展開や成果に関する事例を発信するなど、引き続き支援を継続されたい。

また、新型コロナウイルス感染拡大により国内外の人流・物流が制限される中、生活や事業の継続に不可欠な製品の供給が特定国・地域に依存しているというサプライチェーンの脆弱さが表面化した。人件費などコスト削減を図るべく、アジアを中心とした海外へ生産拠点を移転する企業が多く存在したが、近年はアジアにおける人件費も上昇傾向にあり、従来ほどコスト削減効果は期待できなくなってきた。また、高性能の最新設備を活用することで、国内においても自動化や付加価値向上を通じた生産性の向上が期待できる。「新たな日常」の中で安定的な経済活動を行うため、また、わが国企業が有する価値ある技術の海外流出を防ぐためにも、生産拠点の国内回帰を通じたサプライチェーン強靱化に取り組まされたい。

【要望内容】 <経済産業省>

- 「新しい生活様式」や多様なニーズに対応する新製品・新サービス開発について、事業構想の検証から開発までの支援強化（検討・開発に要する原材料費や外注加工費、市場調査費用などを助成する制度の創設）
- 中小企業技術革新制度（SBIR）の拡充
- 業態転換など新たな取り組みに対するコンサルティング支援の強化、補助制度の創設
- インターネット通販（EC）など非対面型ビジネスモデル転換への取り組み支援
- ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金の継続、好事例の周知強化
- 新製品・新サービス開発に資する「攻めのICT投資」促進に向けて、先進的な取り組み事例のポータルサイトなどを通じた積極的な情報発信
- 戦略的基盤技術高度化支援事業（サポイン事業）の継続・強化
- 生産拠点の国内回帰を通じたサプライチェーンの強靱化に対する支援（サプライチェーン対策のための国内投資促進事業の継続）

(2) 先端技術への対応や導入に向けた支援

Society 5.0が到来する中、AIやRPA、IoT、ロボットなどの技術革新は目覚ましく、それらを活用することで、「新しい生活様式」に即した非接触型ビジネスモデルへの転換や、自動化による生産性向上が期待されている。先端技術の活用による新製品・新サービスおよびビジネスモデルの開発・転換を促進するためには、個社の取り組みに加え、産業全体による流通BMSやFinTechに代表されるプラットフォームの変革を推進する必要がある。一方で、その大きな変革の波に取り残され、バリューチェーンやサプライチェーンから退出を迫られる中小企業・小規模事業者がないよう、きめ細かな支援が必要である。

また、大学や研究機関による支援を強化するとともに、新技術を持つ中小企業の発掘と活用推進を行うべきである。新技術の導入に際しては、実証や実現可能性に係る調査を慎重に行う必要があることから、その取り組みを行う中小企業にノウハウを提供するとともに、費用に対する補助制度を創設されたい。

【要望内容】 <経済産業省、内閣府>

- 「Society 5.0」の実現に向けたプラットフォーム変革の促進（流通BMSやFinTech等）および中小企業への導入支援
- AIやRPA、IoT、ロボットなど新技術の積極的な活用、およびそれらを活用した「新しい生活様式」に対応する新たな事業分野や成長産業への参入支援、好事例の周知強化
- 新技術導入にあたっての実証や実現可能性調査に関するノウハウの提供、費用補助制度の創設
- 中小企業の先端技術導入に向け、大学や研究機関の協力による専門家の指導や設備提供などの支援強化

(3) 既存の取引関係を越えたオープンイノベーションの加速化

地域経済を支える中小企業が多様な消費者ニーズや「新しい生活様式」に対応した新たな価値を創造し、稼ぐ力を向上させるには、個社の取り組みだけでなく、産学公や企業間連携が有効である。今般策定された「パートナーシップ構築宣言」では、サプライチェーン全体の共存共栄を推進すべく、取引先との連携などに関する個社の取り組みを記載することとなっている。企業規模や既存の取引関係を越えたネットワークを構築し、共同加工や共同研究を行うなどの取り組みについて、同宣言の登録企業などから得られる好事例の周知を行い、オープンイノベーションの加速化に取り組みたい。あわせて、マッチングや事業化に長けたコーディネーターの育成を強化されるとともに、コーディネーターと大学などとのマッチングにも取り組みたい。

さらに、中小企業にとって知的財産は、イノベーションの創出やブランドの確立に貢献し、新たな需要を掘り起こすための競争力の源泉であると同時に、次の研究開発投資に向けた収益を生み出すための貴重な経営資源でもある。中小企業の特許料金一律半減制度など各制度について分かりやすく丁寧に周知を行い、中小企業における知的財産の創造や活用を促進されたい。

【要望内容】＜経済産業省、文部科学省、内閣府、特許庁＞

- 個社による「パートナーシップ構築宣言」の推進および「サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列などを超えた新たな連携」の好事例周知
- 大学・研究機関と企業とのマッチングから製品化まで支援を行うコーディネーターの育成強化
- 戦略的基盤技術高度化支援事業（サポイン事業）の継続・強化（再掲）
- ベンチャー企業と既存企業とのマッチング支援
- 中小企業の特許料金一律半減制度の周知および特許取得推進に向けた説明会の継続的な開催
- 中小企業の新たな特許出願層を開拓する観点から、知財総合支援窓口における、相談業務をはじめ電子出願や手数料納付など、ワンストップで直接的な支援の強化

2. サプライチェーン全体の成長を実現するための適切な取引環境の整備

「価値創造企業に関する賢人会議」中間報告において、中小製造業の名目生産性の伸び率が低水準にとどまる要因として、価格転嫁が十分に行われず、積極的な設備投資や人件費の引上げが困難な点が指摘された。当商工会議所で行った調査でも、大企業との取引における課題として、「手形・売掛金の支払いサイトが長い」に次いで「コスト転嫁等を理由とする値上げが認められない」が挙げられており、適正な価格転嫁は多くの企業で課題となっている。

また、新型コロナウイルス感染拡大による混乱に乗じて、下請の中小企業・小規模事業者が親事業者から不当な契約の打ち切りや、適正なコスト負担を伴わない通常より低い価格での受注、不当な知財やノウハウの提供を求められるなど、取引環境の悪化が懸念されている。あわせて、「消費税転嫁対策特別措置法」が2021年3月末に失効することに伴い、消費税の価格転嫁対策が後退する恐れもある。

不公正な取引防止に向けた監視を強化するとともに、本年改正された「下請振興基準」に基づく指導・助言をはじめ、「下請法」や「独占禁止法」の運用を徹底されたい。くわえて、B to C取引における適切な価格転嫁を促進すべく、消費税外税表示の恒久化を要望する。

また、「価値創造企業に関する賢人会議」では、実際の取引現場においては、「発注者と受注者の間」、および大企業の「経営層と購買部門の間」に、取引価格の実態について認識のギャップがあることが指摘された。6月より募集が開始された「パートナーシップ構築宣言」は、発注側企業内のギャップを埋め、発注側経営者の意志の浸透を後押しするものとして歓迎したい。本宣言の推進とともに、宣言の実効性を確保するため、宣言企業に対するフォローアップや検証にも取り組まされたい。

不合理な商慣習や取引慣行の見直しや取引適正化には、業界毎の取り組みも重要となる。政府においては、現在18業種である下請取引ガイドラインの業種追加など拡充を図られたい。さらに、個社による「パートナーシップ構築宣言」とあわせて、『取引適正化』と『付加価値向上』に向けた自主行動計画の取引現場におけるより一層の浸透に向けて、フォローアップの継続や策定団体の拡充など、下請取引およびサプライチェーン全体の取引適正化を進められたい。

【要望内容】＜経済産業省、公正取引委員会、内閣府＞

- 「価値創造企業に関する賢人会議」および「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」での議論をふまえ、公正な取引環境整備への取り組みの強化
- 個社による「パートナーシップ構築宣言」の推進および宣言企業に対するフォローアップや検証など実効性の確保（大企業も利用可能なNEDOなど各種補助金の前提条件化、各種補助金の宣言企業優先採択）
- 「下請振興基準」に基づく指導・助言や「下請法」「独占禁止法」の運用強化、下請Gメン・知財Gメンによる取引実態の調査などを通じた不公正な取引防止・是正の強化
- 消費税外税表示の恒久化など、B to C取引における適切な価格転嫁に向けた支援
- 消費税の転嫁拒否行為に対する機動的な取締体制の継続
- 「下請取引ガイドライン」の普及・業種の拡大や、「自主行動計画」の取引現場への普及・策定団体の拡充など業種ごとの取引適正化に向けた取り組みの後押し
- 大企業の「働き方改革」の影響による、業務負荷や不公正な取引条件など下請企業へのしわ寄せの防止、監視強化
- 知財取引の適正化に向けて、「下請法」の「親事業者の禁止行為」（第4条）に「不当な知財取引」を追加。不当な知財取引を行う企業名の公表など、独占禁止法（優越的地位の濫用）ガイドラインの拡充による断固たる措置の実施
- 知財に関する契約のひな形・ガイドラインの提示と中小企業に対する専門家相談・派遣制度の創設

II. 「新たな日常」構築の基盤となるICT活用や多様な人材の活躍推進

1. ICT活用によるデジタルシフトの加速化

「新たな日常」における社会経済を支えるのはICTであり、中小企業においても活用を進め、デジタルシフトを加速化することが求められている。また、マイナンバーやGビズIDなど、行政手続きや補助金・助成金の運用においてもICTの導入が進んでおり、利用者の立場としてもITリテラシー向上を含め早急な対応が必要である。このような状況を受けて、中小企業においても、テレワーク導入・定着や業務効率化のほか、非接触型ビジネスモデルの構築に向けて取り組みが進み始めている。しかしながら、急激な経営環境の変化と業況悪化に見舞われ、特に経営基盤が脆弱な小規模事業者は、「具体的な活用イメージを持ってない」「人材育成や社内体制の整備が不安」といった理由から導入を躊躇する声も多い。ICT利活用による生産性向上を地域の中小企業・小規模事業者全体に広げ、デジタルシフトを推進するためには、比較的小規模な情報サービス事業者自身の経営を強化する必要がある。したがって、従業員数6人以上20人以下の事業者に対しても、小規模事業者向けの施策も含め、経営課題に応じた支援を受けることのできる制度を構築すべきである。

「サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）」は、初めてICTツールを導入する事業者にも活用しやすく、新型コロナウイルス緊急対策として特別枠も創設され、多くの事業者にも活用されているところである。特にテレワークについては、従業員の出勤抑制に取り組む中で、多くの中小企業が本補助金や働き方改革推進支援助成金を活用し急速に導入を進めており、当商工会議所が6月に実施した調査でも、実施率は60%を超えている。各支援施策

を活用したICTツールの導入に際しては、導入前の経営診断や業務プロセスの見える化を通じて費用対効果を検証するとともに、導入後のフォローによる効果測定と改善策の検討を行い、ICT化の取り組みを定着させることが重要である。ICT活用のPDCAサイクルを確立し、各支援施策の実効性を高めるべく、専門家による伴走型支援を強化すべきである。

また、構造的な課題として人手不足が残る中にある場合は、ICTなど新たな技術の導入を検討しても、「社内で使いこなせる人材がいない」「従業員に活用法を指導する余裕がない」といった事由から、具体的な取り組みに至らないケースや、想定していたような成果が上がらない場合もある。ICT導入による成果を最大化するため、中小企業の社内でICT導入や活用を先導する人材の育成支援を強化されたい。実際に生産性向上人材育成支援センターにおける生産性向上支援訓練を活用した企業からは、ICT導入が進んだと言った声も上がっていることから、同事業の周知強化や支援拡充を図られたい。

【要望内容】 <経済産業省、厚生労働省、総務省>

- 地域の中小企業・小規模事業者の生産性向上を担う「情報サービス業」における小規模事業者「従業員要件」の「5人以下」から「20人以下」への拡大
- ICTツール導入・活用のPDCAサイクル確立に向けた、専門家や地域の情報サービス事業者による伴走型コンサルティング支援強化（サービス等生産性向上IT導入支援事業の継続・拡充（通常枠（A、B類型）におけるハードウェアへの対象拡充、補助率引上げ（2分の1→3分の2）および下限額の撤廃、ICT導入に向けたコンサルティング単体での対象化）および導入事例の積極的な発信
- テレワークの導入・定着に向けた支援の継続（サービス等生産性向上IT導入支援事業・特別枠（C類型）の継続、働き方改革推進支援助成金（テレワークコース）の継続・拡充）
- ICT活用に関する専門家や専門人材と中小企業とのマッチング強化
- 中小企業経営者・従業員のITリテラシー向上に対する支援（ITパスポートなど情報処理技術者試験や、ITコーディネータなどIT資格取得の奨励や助成等）
- 中小企業でICTツール導入や活用を進める上で中核となる人材育成の強化（生産性向上人材育成支援センターにおける生産性向上支援訓練や職業訓練員・講師派遣などの周知強化・支援拡充）
- 「身の丈IT」促進に向けた知識習得支援および導入事例の積極的な発信
- 生産性向上およびサプライチェーンのデジタル化に資する中小企業共通EDIの普及促進
- デジタル回線網の混雑解消、遅延防止の対応

2. 柔軟な働き方改革の実現と多様な人材の活躍に向けた支援

(1) 中小企業の働き方改革の後押し

「働き方改革」は、これまでの労働慣行や社会の変革を促し、生産性向上と多様な人材の活躍を推進するきっかけとなるものであり、「新しい生活様式」に対応した働き方の推進にもつながるものである。働き方改革関連法は令和元年4月より施行されており、本年4月からは中小企業への時間外労働の上限規制がスタートしているが、2月に日本・東京商工会議所で行った調査では、対応の目途がつかない企業が一定割合存在している。さらに、多くの中小企

業においては、新型コロナウイルス感染拡大による急速な経営悪化と営業自粛や感染防止策などの対処に追われ、働き方改革関連法への対応を十分に進められていないことが予想される。したがって、働き方改革推進支援センターでの相談対応や、環境整備に対する助成の拡充、申請手続きの簡素化など、企業内の体制整備に対するきめ細かな支援を強化すべきである。くわえて、時間外労働の上限規制に関しては、行政官庁の助言・指導について、「中小企業における労働時間の動向、人材の確保の状況、取引の実態等を踏まえて行うよう配慮する」との規定が盛り込まれていること、ならびに本年3月に発出された、新型コロナウイルス感染症の発生および感染拡大による影響を踏まえた中小企業等への対応に関する通達に則り、各地の労働基準監督署における中小企業への丁寧な対応を徹底するよう求める。

【要望内容】 <厚生労働省、経済産業省、公正取引委員会>

- 中小企業の働き方改革への取り組みに対するきめ細かな支援（働き方改革推進支援センターでの相談対応、企業の環境整備に関する助成拡充）
- 「同一労働同一賃金」や「時間外労働の上限規制」など、「働き方改革関連法」の内容の周知徹底と好事例の周知による中小企業の取り組み促進
- 行政官庁による中小企業への助言・指導について、「配慮規定」を踏まえた対応の徹底
- 大企業の働き方改革による中小企業へのしわ寄せ防止に向けた監視強化（再掲）

(2) 多様な人材の確保および活躍に向けた環境整備に対する支援

新型コロナウイルス感染拡大により深刻な影響を受けつつも、中小企業の経営者は事業と雇用の維持に必死に取り組んでいる。本年6月に日本商工会議所で行った調査でも、緊急事態宣言下で需要が蒸発し深刻な経営状況におかれる中、雇用・採用関連の対応として4割の企業が「休業の実施」や「雇用調整助成金を検討・申請」していると回答した一方、人員整理を実施・検討している企業は3.9%にとどまっている。新型コロナウイルスとの戦いは長期化が予想されることから、中小企業の事業継続と雇用の維持を引き続き支援すべく、雇用調整助成金に関する相談体制を強化するとともに、申請受付や支給の円滑化に引き続き取り組まれない。

一方で、少子高齢化による労働人口の減少という構造的課題を抱えるわが国では、中小企業・小規模事業者における人材の確保・育成は引き続き大きな課題となっている。当商工会議所で行った調査では、2021年度新卒採用活動において新型コロナウイルスによる影響が生じた企業でも採用意欲が低下していないとの回答が多く寄せられた。従来の集合型・対面式の採用活動を行うことができず、大企業を中心にWebシステムの導入や選考フローの変更などの取り組みも進んでいるが、ノウハウや経営資源の少ない中小企業においては迅速な対応が困難であり、今後の人材確保について不安の声が上がっている。中小企業を対象としたWeb上での合同会社説明会や、Webを活用した採用活動についての助言など、中小企業による新卒や若年層の採用に対する支援に取り組まれない。

新型コロナウイルス収束期・収束後の経営の持続性を確保し、成長軌道への回復へと向かうためには、若年層のみならず、外国人材、女性、高齢者といった多様な人材を確保し、感染拡大防止を徹底したうえで活躍できる環境を整備することが必要である。昨年の新たな在留資格「特定技能」の創設を機に、中小企業における外国人材の活用も広まりつつある。外国人材が日本人と同等に活躍するためには、受入れる企業が外国人材の文化や慣習を理解し、社内体制

を整備しなければならない。したがって、外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策に基づき、本制度や既存の制度に関する周知およびマッチングに対する支援に取り組むとともに、本年7月に開設した外国人在留支援センターを中心に、受入れ企業の担当者を対象とした研修事業などを通じて、中小企業の外国人材受入れに対する支援に取り組まれない。

「生涯現役社会」の実現に向けて、「高齢者」のさらなる労働参画が期待されている。本年6月には高年齢者雇用安定法が改正され、2021年4月から、中小企業においても65歳以上の高齢者の就業機会確保に向けた対応が努力義務となる。中小企業の取り組みを後押しすべく、高齢者雇用の取り組みに関する好事例を周知するとともに、継続雇用に取り組む企業へのインセンティブ拡充、高度な技術や知識・経験・ノウハウを有する大企業などOB人材と中小企業とのマッチング強化などに取り組まれない。

「女性」については、女性活躍推進法の改正により、2022年4月から常用労働者101人～300人の企業において、一般事業主行動計画の策定などが義務化される。本改正への対応を含め、中小企業における女性の活躍を一層後押しするため、仕事と子育ての両立支援に向けた雇用環境整備に取り組まれない。くわえて、人材採用や消費者・取引先へのPR効果など女性活躍推進法に関する周知と取り組みの好事例の発信強化を進めるとともに、一般事業主行動計画を策定した事業者に対するインセンティブを拡充されたい。

【要望内容】 <厚生労働省、内閣府、文部科学省、法務省>

- 雇用調整助成金に関する相談体制の強化と円滑な申請・支給による中小企業・小規模事業者の雇用維持に対する支援
- ハローワークの就職支援ナビゲーターの増員など就職支援機能の強化
- 中小企業の新卒採用などに対する支援（都道府県労働局によるWeb上での合同会社説明会の開催、非対面型・非集合型の採用活動に関する助言や好事例の収集・周知）
- 職業観・就業観の醸成と将来の主体的な職業選択につながる、若年層のインターンシップ・職場体験推進に向けた人員配置や費用の負担軽減、中小企業限定での学生情報活用、中小企業の魅力発信、日本版デュアルシステムの推進（職業高校や高等専門学校、商業高校などへの拡充等）
- 中小企業の外国人材受入に対する支援（受入れ企業の外国人材支援責任者・担当者を対象とした研修事業の創設、公的機関による外国人材への支援体制整備、受入業種・分野のさらなる拡大等）
- 高齢者の活躍推進に関する好事例の周知、継続雇用に取り組む企業へのインセンティブ強化
- 大企業から中小企業への労働移動の促進（産業雇用安定センターによるマッチング支援強化）
- 女性のさらなる労働参画と活躍推進に向けた環境整備（女性活躍推進法の周知、一般事業主行動計画策定に関する周知強化およびインセンティブ拡充、待機児童解消や放課後児童クラブの拡充等）

(3) 新たな挑戦や生産性向上を支える人材育成などに対する支援

「新たな日常」の構築に向けてビジネスモデルや業務体制の変革が求められる中、限られた人員で経営を行う中小企業が成長を続けていくためには、新たな事業展開や生産性向上を担う人材を育成することが不可欠である。しかし、感染拡大に伴う出社抑制や企業活動の縮小を余儀なくされる中、自社だけで十分に人材育成を行うことのできない中小企業も多い。ICT関連のスキル強化など産業界のニーズをふまえた職業能力開発を通じて、中小企業の人材育成を支援されたい。なかでも、ものづくりの現場では、技術者の高齢化による技能の承継が困難であることや、労働集約的なサービス産業では生産性向上に関するノウハウが乏しいなどの課題も多いことから、中小企業の技能承継に向けた支援メニューをさらに拡充されたい。

一方、IoT、AIなど新たな技術革新に対応するため、また、転職・再就職などにより新たな職域にチャレンジする人材を支援するため、社会人の「学び直し」(リカレント教育)は欠かすことができない。「人材開発支援助成金」は、従業員に新たな技術・スキルを習得させようとする中小企業を支援する施策として有効であるが、利用条件である「事業内職業能力開発計画」の策定が困難な事業者も存在する。計画の簡素化とともに、策定方法についてホームページなどで分かりやすい情報提供を行うほか、専門家による策定支援制度の創設により、利用促進を図られたい。

従業員の健康管理を経営的な視点で考え戦略的に実践する「健康経営」は、企業の実産性向上・価値向上につながる経営手法として全国的な広がりを見せている。テレワークの増加など働き方の急速な変化によって運動不足やメンタルヘルス不調者の増加が懸念される中、一層の普及と取り組みの推進が求められている。とりわけ、その一つでもある感染症対策の強化は喫緊の課題であり、従業員が感染した際の対応やPCR検査など中小企業が必要とする情報の提供、サポート体制強化のほか、産業医の紹介や特定保健指導の促進、メンタルヘルス対策など健康管理の強化などに資する民間サービスのマッチングなどの支援拡充を図られたい。また、働き方の変化を背景に個々人の健康意識が高まっていることを機に、スポーツ実施率の向上に向けて、働き盛り世代(20代~50代)の運動習慣の定着化につながる取り組みへの支援を拡充されたい。

【要望内容】<厚生労働省、経済産業省、文部科学省>

- 産業界のニーズをふまえた職業能力開発の充実
- ものづくりの技能承継やサービス産業での人材育成に対する支援(ものづくりマイスター制度の推進等)
- 「社会人の学び直し」(リカレント教育)に取り組む企業への支援強化(人材開発支援助成金の要件である「事業内職業能力開発計画」の簡素化や策定方法に関する分かりやすい情報提供、専門家による策定支援制度の創設による助成金利用促進)
- 健康経営の一層の普及と取り組みの推進、感染症対策や健康管理などの強化に対する支援拡充および、働き盛り世代の運動習慣の定着化につながる取り組みへの支援拡充
- 従業員が新型コロナウイルスに感染した際の対応やPCR検査など中小企業が必要とする情報の提供

3. デジタル・ガバメントの早急な構築など支援体制の強化

新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急対策が行われる中で、支援施策・支援体制における課題が顕在化している。現場のマンパワー不足や手続きの煩雑さから、申請・審査・実行までにタイムロスが発生し、経営環境がより危機的な状況におかれる事業者が多く存在する。政策効果を広く行き渡らせるためには、現場における課題の解決に向けた政策効果の検証が不可欠である。検証結果を踏まえ、手続きの簡素化・迅速化や申請窓口の体制強化を図るとともに、助成金の前払い・事後精算の方法を取り入れるなど、従来の手法にとらわれない、よりスピード感をもった対応を講じられたい。また、事業者の予見可能性を高め、先行きへの不安を払拭するため、支援メニューにあわせ、執行スケジュールを示されたい。

国や地方自治体、支援機関などにおけるデータ連携の整備が進んでおらず、紙ベースでの事務処理に人手や時間がかかることが、支援の「目詰まり」を起こす一因となっている。新型コロナウイルス感染拡大防止のためテレワークを導入する企業が急増したが、電子決裁業務などが満足に行えない状況も明らかとなっており、地方自治体を含めたデジタル・ガバメント実行計画の見直しと早急な実施を行うべきである。あわせて、営業許可などをはじめ、国・地方自治体と民間の間における各種行政手続きを徹底的に見直されたい。

中小企業のさまざまな取り組みを後押しする上では、ニーズに応じた支援施策を設けるとともに、利用を促進する仕組みづくりが必要である。令和元年度補正予算では、これまで多数の事業者を支援してきた「中小企業生産性革命推進事業」において、複数年度にわたる予算措置により通年公募・複数回の締め切りが実現し、事業者の利便性が大きく向上している。高い挑戦意欲を持ち、支援施策を活用して取り組みを行おうとする中小企業・小規模事業者の利用機会を確保するため、各施策において公募期間や採択から設備設置・実行完了までの期間を十分に設けられたい。

【要望内容】

- <財務省、総務省、経済産業省、国土交通省、内閣府、内閣官房、国税庁、特許庁>
- 社会全体のデジタル化をけん引するデジタル・ガバメントの早急な構築
 - 社会保険、税手続きや補助金・助成金の申請・報告など行政における対面手続き・書面手続きなどの抜本的な運用改善（ICT活用および電子化促進、提出書類の簡素化（ワンスオンリー）、提出先のワンストップ化、地方自治体毎に異なる書類の様式や手続・納税期限の統一化）
 - マイナンバー活用による社会基盤整備、マイナンバーカードの普及促進
 - 中小企業のビジネス変革や生産性向上につながる規制緩和（EC販売における「そうざい製造業」への転換に係る許認可手続きの緩和、テイクアウト販売やテラスにおける飲食提供等に資する「新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための沿道飲食店等の路上利用に伴う道路占用の取扱い」の期限延長・恒久化、在庫酒類の持ち帰り用販売等に資する「料飲店等期限付酒類小売業免許」の期限延長・恒久化）
 - 十分な公募期間の設定と、中小企業の取り組みの実態に即した採択～補助対象事業の実施～補助金・助成金実行までの期間設定
 - 補助金・助成金など、中小企業支援施策の周知徹底
 - 複雑化する加点要素などを整理した、事業者に対する各施策の分かりやすく迅速な周知

（「ミラサポplus」の運用改善）

○特許出願における審査請求、早期審査などの申請において、各段階で個別の書類の提出を求める現在の方式を改め、特許出願時を含めて一括申請ができるよう改善するとともに、申請要件などについては宣誓に変更し、添付を要する証明書類の削減

Ⅲ. 中小企業の成長ステージに合わせた支援の強化

1. 中小企業政策のあり方の検討について

中小企業政策審議会基本問題小委員会制度設計ワーキンググループにおいて、中小企業政策のあり方が検討されている。中小企業政策を規定する中小企業基本法は 1999 年に改正されてから約 20 年経ち、時代の変化に伴い、高齢化による廃業の増加や事業承継が課題になる一方で、NPO法人などの新たな地域の担い手が出現するなど、中小企業の実態や政策的テーマについても変化している。そのため、中小企業が新型コロナウイルスの影響を克服し、新たな成長軌道への復帰に向けて、中小企業政策の理念や方針などを検討する必要性は高いと考えられる。とりわけ、ICT活用や中小企業におけるDXへの取り組み、パートナーシップ構築宣言が目指すサプライチェーン全体での生産性向上、急成長するスタートアップや技術系ベンチャー企業への支援、サプライチェーン強靱化に向けた生産拠点の国内回帰、越境ECをはじめとする輸出促進に向けた海外展開の位置づけなど、時代に即した政策理念や施策体系を検討すべきである。

議論の前提として、中小企業の実態は、創業間もないスタートアップ企業から、高度な技術力を保有し、サプライチェーンの一端を担う企業や、地域に密着した小規模企業、創業 100 年を超える老舗企業まで、多種多様な存在であることを踏まえる必要がある。そもそも全ての中小企業が規模の成長を追っているわけではない点については、特に留意が必要である。需要の移り変わりなど外部環境の変化に小回りを利かして機敏に対応するため、あえて規模的な成長を追求せず、事業の持続的な成長を図り、身の丈にあった経営を選択している中小企業も多い。また、新たな働き方や自己実現を模索し創業を選択する起業家も多いなど、中小企業は多様な働き方の場を生み出す存在でもある。

【要望内容】 <経済産業省>

○デジタル化やサプライチェーン全体での生産性向上、急成長するスタートアップ、輸出促進による海外展開など、時代の変化に対応した政策テーマを盛り込んだ中小企業政策のあり方の検討

2. 多様化する起業・創業に対する支援

わが国の企業数は 1986 年以降年々減少傾向にあり、2006 年から 2016 年の 10 年間で約 60 万社が減少している。また、新型コロナウイルス感染拡大は企業経営に大きな影響を及ぼし、今後さらに倒産、廃業件数の増加が懸念される。企業数の減少に歯止めをかけ、わが国経済の持続的な成長の実現やイノベーション創出のためには、起業・創業の促進が不可欠である。

新型コロナウイルスとの戦いの長期化が想定される中で、起業・創業関心層の開業を後押し

するには、創業者のリスクや不安感を低減するための融資制度、補助金・助成金など支援体制の強化が必要である。商工会議所が創業前の事業計画策定やブラッシュアップから事業を軌道に乗せるまでの伴走支援を行い、資金力・信用力の乏しい創業初期企業に対しても適切な資金供給を行えるよう、マル経融資制度の融資対象を拡充されたい。なお、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受ける事業者向け支援施策について、成長時期にあった創業直後の企業からは、売上減少要件が障壁となって支援を受けられないといった声も上がっていることから、創業間もない事業者に関しては売上要件を撤廃するなど、要件の緩和を検討されたい。さらに、販路チャンネルの少ない創業企業の業績向上を後押しすべく、既存企業とのマッチングを支援されたい。

また、起業・創業の促進に向けた課題の一つとして、諸外国に比べてわが国の開業率や起業家予備軍が低水準であることが挙げられる。若年層の起業・創業に対する関心を喚起する取り組みが必要であり、当商工会議所においても大学生に対する「起業家講演会」を実施しているが、高校や大学などの教育現場において、起業家教育によるアントレプレナーシップの醸成に取り組まれない。

【要望内容】＜経済産業省、財務省、文部科学省＞

- 商工会議所の伴走支援に基づく資金調達に対する支援（マル経融資制度における事業歴1年未満の事業者の融資対象化）
- 創業期の「死の谷」を乗り越えるための継続的な支援の実施（事業計画策定などに対する支援、創業後5年間の法人税の減免等）
- 成長産業に絞った創業補助制度の創設
- 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者向け支援策において、創業間もない事業者に対する売上減少要件の撤廃など、要件の緩和
- 大きなシナジー効果を生み出す創業企業と既存企業のマッチング支援（既存企業との商談や交流会などの接点強化等）
- ベンチャー知財支援基盤整備事業の周知強化および予算拡充
- アントレプレナーシップのみならず、就業観醸成にも資する高校や大学などでの起業家教育の推進（地域・企業共生型ビジネス導入・創業促進事業の継続・拡充）

3. 中小企業・小規模事業者に対する伴走支援の強化

(1) 地域経済の担い手である中小企業・小規模事業者の持続的な成長に資する支援

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けている中小企業・小規模事業者を支援するため、当商工会議所では「新型コロナウイルス感染症に関する経営相談窓口」を設置し、7月末までに15,000件以上の相談対応を行っている。また、小規模事業者への金融支援の中核を担うマル経融資制度は、経営指導を通じて経営改善に資するものであり、域内小規模事業者への伴走型支援実績増加に伴い、その利用件数も着実に積みあがっている。今般の新型コロナウイルス感染拡大により影響を受けた小規模事業者に対しても、拡充措置への申し込みに対し7月末までに1,900件を推薦しており、緊急時における小規模事業者の資金需要へ迅速に対応している。今後の小規模事業者の持続的な発展に対する支援はもとより、長期化する新型コロナウイルスとの戦いを乗り切るためにも必要不可欠な制度であることから、利用件数拡大に対応すべく、

一般枠の制度維持ならびに予算枠の堅持、融資対象の拡充を図りたい。

新型コロナウイルスの収束期・収束後においても、中小企業・小規模事業者の深刻な人手不足や大企業承継時代への対応は課題として存在する。とりわけ経営資源の乏しい小規模事業者に対しては、2019年に見直された「小規模企業振興基本計画」に基づいて、ICT技術の進展を好機と捉え、ICT活用による生産性向上を広げる必要がある。したがって、ICTツールやサービスを提供するうえでの鍵となる情報サービス業の支援・育成が急務であるが、同業種は多重下請構造・労働集約的な業種であり、収益力・財務力が脆弱である。また、小規模事業者の定義要件である「従業員要件」においても、建設業・製造業などの他業種と比較すると、当該業種の現行制度における企業者数の比率が低く、さらなる支援を求める声も業界団体より上がっている。令和元年度補正予算の「小規模事業者持続化補助金」では、ソフトウェアのような無形の商品・価値も「流通性のあるモノ」とみなし、それを製造する事業者として、ソフトウェア開発業を製造業と同様の基準で支援対象としている。については、他の施策も含めて重点的な支援を行うべく、情報サービス業の小規模事業者としての定義要件である「従業員要件」の拡大（5人以下→20人以下）を図りたい。

【要望内容】 <経済産業省、財務省、総務省>

- マル経融資制度（一般枠）に係る予算枠の規模堅持、取扱期間の延長、融資限度額・返済期間の特例の延長・恒久化、事業継続1年未満の事業者の融資対象化
- 商工会議所が取り組む経営改善普及事業予算の安定的確保に向けた都道府県への指導
- 多重下請構造・労働集約的な業種である「情報サービス業」への小規模事業者としての支援（「従業員要件」の拡大（5人以下→20人以下））

（2）販路開拓に対する支援

中小企業が生産性を高めるためには、付加価値の高い製品や商品開発のみならず、販路開拓が重要である。しかしながら、中小企業は大企業と比較して知名度が低く、資金も限られていることから、自社のみで取り組める手法や効果が限定されている。また、多くの中小企業が新型コロナウイルス感染拡大の影響により売上減少などに追い込まれており、中小企業の業績の早期回復を後押しするべく、小規模事業者持続化補助金などの販路開拓支援策を継続すべきである。また、各事業者による「新しい生活様式」に対応するための店舗や設備面の整備、テレワーク体制の構築など労働体制の整備、非接触型サービスなどへの業態転換の取り組みなど、販路拡大とあわせた取り組みについても、支援を図りたい。

また、インターネット通販をはじめとするECの国内市場は、経済産業省の調査によるとB to Bでは353兆円、B to Cでは19兆円を超えるなど、年々拡大している。先般の緊急事態措置下にあっても売上確保に有効であり、都内中小企業・小規模事業者からは「店頭売上が激減する一方、ECは好調」との声が多く上がっており、非接触型の販売強化を目指す中小企業での取り組み拡大が期待される。一方で、売上・受注量が減少する中、ECサイト構築や利用料、出品料など、ECが軌道に乗るまでの費用負担は大きい。中小企業によるECサイトの開設や活用、および販売促進への支援を強化されたい。

2016年7月に施行された「中小企業等経営強化法」に基づく「経営力向上計画」の申請件数は、2020年5月末時点で105,000件を超えており、計画策定を通じて自社の強み・弱みを把握

し、自社の中期経営計画に基づくさらなる成長が期待される。引き続き、認定企業に対する、補助金申請時の加点や優先採択にくわえ、支援策を拡充し、本計画の普及・推進を図るべきである。

また、販売を通じ域外から利潤を獲得、域内への発注や仕入れによりその利潤を分配する中堅企業は、地域の中核企業として重要な存在であることから、同法に基づくさらなる支援を検討されたい。

【要望内容】 <経済産業省>

- 中小企業・小規模事業者の販路開拓支援（小規模事業者持続化補助金（一般型）の推進等）
- インターネット通販（EC）など非対面型ビジネスモデル転換への取り組み支援（再掲）
- 感染拡大防止に有効な「新しい生活様式」に対応するための設備などへの補助制度の創設
- 中小企業等経営強化法を活用した施策の推進、中堅企業への支援拡充等

（3）海外展開に対する支援

新型コロナウイルス感染拡大の影響で、世界的に経済活動が制限されたことにより、輸出入が停滞しているほか、直接投資なども困難となっている。企業が持続的な成長発展に向けて海外需要を取り込むには、経営資源に乏しい中小企業、小規模事業者においても取り組みやすく、非対面・非接触の販売方式である越境ECの活用が期待される。海外販路開拓の後押しをするべく、低リスクでブランディング効果も期待できるJAPAN MALL事業を強力に推進されたい。あわせて、ECサイト構築やECモール出店に対するサポート、出店・翻訳・決済・物流に必要な費用の助成など、支援体制を強化されたい。

また、グローバルな経済活動の再開に向け、各国の出入国規制緩和に合わせて、ビジネス関連の出入国に関するタイムリーな情報提供や、PCR検査を含む検査体制の早期拡充など出入国手続きがスムーズに実施されるよう体制強化を図られたい。

新型コロナウイルスの感染拡大により、既存の拠点における従来の企業活動が制限されている企業も多い。拠点の移転を含め、海外展開を円滑に進めていくためには、現地の感染拡大状況など正確な情報収集とともに、国内外における事前調査や事業計画の策定といったフィージビリティ・スタディが重要である。これらの調査や計画策定は長期化することが多く、特に中小企業の関心の高い東南アジアなどの新興国では統計やデータの入手が困難であることから、支援が必要である。さらに、国内だけでなく海外での事前調査も必要であるため、海外展開に係る事業計画や国内外での事前調査費用を助成する制度の創設を求める。

あわせて、情報や人的資源に乏しい中小企業は、海外展開を考える際に支援機関の利用を検討するが、各機関の事業内容や特徴が分かりづらく、相談先の選定に悩む事業者が多い。各支援機関の事業内容や特徴の周知を強化されたい。また、海外拠点設立・海外販売チャネルが実現した後も、投資・経済環境の変化により撤退、移転、営業展開の再編を余儀なくされることもあるため、海外展開のステージに応じた国内外一貫通貫の支援体制を確立されたい。

くわえて、中小企業にとって、各国・地域によって異なる規格・認証の取得に係る費用負担が大きいことから、中小企業が国際認証（EUにおけるCEマークやHACCP等）の取得費

用の支援を受けられるよう助成制度を創設されたい。

【要望内容】 <経済産業省、外務省、総務省、内閣府、厚生労働省>

- 中小企業の海外販路開拓の後押し（JAPAN MALL事業など海外展開の第一歩に成り得る「越境EC」に対する支援の拡充、海外展示会出展支援の強化等）
- 各国の出入国規制の緩和など最新情報の提供や、PCR検査体制の早期拡充を含むビジネス目的の出入国支援の強化
- 海外展開に係る事業計画策定や国内外での事前調査など、フィージビリティ・スタディに係る費用を助成する制度の創設
- 日本貿易振興機構（ジェトロ）などによるウェブを活用した展示会・商談会などを通じた販路拡大や、安定的なサプライチェーン構築に向けた支援の継続
- 海外展開支援機関の事業内容や支援施策の周知強化、および中小企業の海外展開ステージに応じた国内外一気通貫の支援体制の確立
- 中小企業における「グローバル人材」の育成に資する関連施策の拡充・利便性向上
- 国際認証取得費用の中小企業向け助成制度の創設
- 中小企業が海外で行う知的財産活動支援のさらなる拡充（外国出願補助金（中小企業等海外出願・侵害対策支援事業）の公募期間延長や採択企業数の拡大、通年での申請受付や予算確定後の即時利用など運用改善）
- ジャパンブランドの価値向上を支援するJAPANブランド育成支援事業の推進
- RCEP（東アジア地域包括的経済連携）や日本メルコスール経済連携協定など、中小企業の海外展開を後押しする広域経済連携協定の締結促進
- ベトナム、タイ、インドネシア、メキシコなど日本企業の駐在員が多い国との社会保障協定の締結促進
- 国内外におけるわが国コンテンツの需要拡大に向けてシナジー効果が発揮されるよう、クールジャパン、ビジットジャパン、コンテンツグローバル需要創出等促進事業、放送コンテンツ海外展開促進機構（BEAJ）事業などに係る連携強化
- コンテンツグローバル需要創出等促進事業に係る補助金について、コンテンツの製作期間が長期に亘ることを考慮し、経費支払対象とする事業期間の大幅な拡大

4. 円滑な事業承継の実現に向けた支援

近年、中小企業経営者の高齢化が進み、多くの中小企業が今後数年以内に経営交代期を迎える「大企業承継時代」が到来した。中小企業経営者にとって事業承継はいつか取り組まなければいけない経営課題であるが、健康上の問題など差し迫った事態に陥らなければ、新型コロナウイルス感染症への対応をはじめ本業の経営に日々追われて対策が後回しになりやすい。そのため、まずは経営者に早期の事業承継対策の重要性について「気づき」を促進する必要がある。自社の株価を知ることが「気づき」につながったという声が多いが、当商工会議所の調査では、自社株式の算定を実施したことがないという企業が多いことから、自社株式の算定に向けた支援を講じられたい。また、事業承継後の事業継続・経営革新に向けて、後継者の能力向上に向けた後継者教育の予算拡充や、事業承継補助金、プッシュ型事業承継支援高度化事業の拡充など、多様なニーズに対応する支援メニューの整備を強化すべきである。

中小企業の中には、後継者不在により廃業せざるを得ないケースも見受けられるなど、中小企業・小規模事業者が保有する「価値ある事業」を次世代に円滑につなぐことは喫緊の課題である。そのような中、事業承継税制の抜本拡充に続き、令和元年度税制改正により個人版事業承継税制が創設されたことは、法人・個人の円滑な事業承継の実現に寄与するものであり大いに歓迎したい。一方で、抜本拡充された事業承継税制の認知度や理解度はいまだに低く、個人版とともにより一層の周知強化を図りたい。他方、昨今の新型コロナウイルス感染症による緊急事態措置の影響で、中小企業は事業の継続や本局面を乗り越えるべくより一層の経営努力が求められている状況にある。本感染症の収束や、わが国経済の回復に向けた見通しを勘案すると、2023年3月末が期限となっている特例承継計画について事業者からの申請が遅れることが想定されるため、申請期限延長を検討すべきである。

当商工会議所の調査によると、承継後新たな取り組みに挑戦しているのは、30代で事業を引き継いだ経営者であり、業況を改善している割合も最多回答となった。新型コロナウイルスの感染拡大により、中小企業・小規模事業者においても、テレワークや非対面面談など社内体制の再構築、さらにはビジネスモデルの転換が求められている今こそ、後継者の年齢を考慮した早期の事業承継を促進すべきである。あわせて、承継した経営者が若い感性で大胆な革新的取り組みを実践できるよう、事業承継補助金をはじめ積極的な支援を図りたい。

他方で、事業承継に際し、後継者が債務保証（経営者保証）の引継ぎを敬遠し、承継を断るケースが多く、また後継者だけではなく、後継者の親族から反対を受け事業承継に失敗するケースも存在していることから、経営者保証は事業承継における最大のネックとなっている。さらに、新型コロナウイルス感染拡大の影響により先行きが見通せない中で、ますます障害となっていくことが予想される。そのような中で、昨年末に公表された「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」は、金融機関が前経営者と後継者から二重で債務保証を求めることが原則禁止とされており、さらに後継者からの取得については事業承継の阻害要因となる点を十分に考慮することとしている。本特則は、事業承継における大きな障壁の一つである債務保証の引継ぎ問題を解決する一助になりえることから、中小企業経営者をはじめ、支援機関、金融機関等に周知徹底を図りたい。また、金融機関の運用状況について、定期的なモニタリング調査を実施するとともに、運用状況が低い金融機関へは指導の徹底を図りたい。

近年、後継者不足に伴い第三者承継（M&A）への注目が増す一方で、マイナスイメージを持つ経営者も依然として多い。2020年3月に中小企業庁が公表した「中小M&Aガイドライン」は、適切な仲介事業者、手数料水準を見極めるための指針となりえるものであり、イメージ向上を期待できるものでもあることから、周知強化を図りたい。また、本ガイドラインに沿った適切な支援サービスがなされるよう、モニタリングの強化を図り、適正なM&Aマーケット構築に努められたい。

【要望内容】 <経済産業省、財務省、金融庁>

- 事業承継税制のさらなる認知度向上と、「特例承継計画」の策定に向けた周知強化
- 「特例承継計画」申請期限（2023年3月末）の期限延長、抜本拡充された事業承継税制（2027年12月末）の期限延長
- 現経営者の年齢だけではなく、後継者の年齢を考慮した事業承継の実現

- 経営者の気づきを促進する取り組みの強化（自社株式評価額算定に対する補助制度の創設）
- 後継者塾など、後継者教育に関する予算拡充、多様なニーズに対応するメニュー整備
- 事業承継補助金の継続・拡充（経営革新計画認定企業の優先採択等）
- 経営者保証に関するガイドラインの周知徹底、事業者への指導強化
- 「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の周知徹底、ならびに金融機関に対する定期的なモニタリング調査および指導
- 小規模M&A促進、事業引継ぎ支援体制の強化（事業引継ぎ支援センターのさらなる予算拡充、支援担当者育成等）
- 「中小M&Aガイドライン」の周知強化および事業者に対するモニタリング調査を通じた適正なM&Aマーケットの構築
- 個人版事業承継税制や小規模宅地の特例の周知促進など、個人事業主の事業承継対策強化
- 個人事業主の事業承継時の許認可手続きの簡素化
- 信用保証協会や民間金融機関における「個人保証脱却・政策パッケージ」の運用徹底

5. 中小企業の挑戦を支える事業性評価融資の推進

当商工会議所が2020年3月～6月に行った、会員企業に対する電話ヒアリングによると、新型コロナウイルスの感染拡大による売上高の大幅減少や、海外とのモノやヒトの流れの制限により、資金繰りが急激に悪化したとの回答が多くあった。足元の資金繰り支援として、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」など融資制度の創設や、セーフティネット4号の指定、同5号の対象業種の拡充などが講じられたことは、大いに歓迎したい。

2016年に「金融仲介機能のベンチマーク」が公表され、さらに2019年末、金融庁により「検査マニュアル廃止後の融資に関する検査・監督の考え方と進め方」を策定されるとともに、金融検査マニュアルが廃止となった。引き続き、金融庁におかれては、金融機関が、担保・保証に依存する融資姿勢を改め、事業の内容や成長可能性など企業の事業性を適切に評価し、融資や本業支援を図るよう、引き続きの指導を図られたい。

また、現在、運転資金を含め企業の借入は長期融資が大半であり、企業の運転資金構造に即した借入形態となっていないのが実態である。金融機関は、企業の事業を真に理解するとともに、適した融資形態を使用すべきである。特に、専用当座貸越は、企業のキャッシュフローの改善が図られるだけでなく、金融機関にとっても、継続的なモニタリングを通じて、より企業の実態把握が可能となることから活用の促進を図るべきである。

2013年に公表された、一定の条件下で経営者の保証を求めない「経営者保証に関するガイドライン」は、挑戦する中小企業や創業して間もない経営者、価値ある事業を承継しようとする企業の後押しを図るものである。しかし、その認知度は依然として低水準であり、当商工会議所が行った調査においても、「名称・内容ともに知っている」との回答は3割に満たない。また、「金融機関から説明を受けたことがない」との回答は半数を超えていることから、中小企業の身近な存在である金融機関より、「経営者保証に関するガイドライン」について周知の徹底を図られたい。

他方、中小企業においては、法人と経営者との関係の明確な区分・分離や、財務基盤の強化、

経営の透明性確保などの対応が求められることから、金融機関による企業の適切な評価を可能にすべく、金融機関と密にコミュニケーションを図っていく必要がある。金融機関と企業が双方向の対話を実現するためには、「ローカルベンチマーク」ならびに「経営デザインシート」が極めて有効であるが、中小企業経営者の認知度がいまだに低い。積極的な活用に向け周知強化を図るとともに、中小企業経営者の金融リテラシー向上に向けて、経営支援の強化に加え、金融機関から企業側に求められる対応について情報提供を講じられたい。

また、信用保証協会では、2018年4月より「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、経営者保証を不要とする取り扱いを始めた。しかし、私募債と同様の財務要件を求められるなど経営者保証を不要とするための要件は厳しく、中小企業・小規模事業者が容易にクリアできるものではないことから、要件の見直しを図るとともに、事業者への普及促進を図られたい。

現在、47都道府県に設置されている「中小企業再生支援協議会」は、2003年2月に発足して以来、2019年度末までに44,391社からの相談に応じ、15,185社の再生計画の策定支援を完了している。本協議会は、経営不振に陥る中小企業の事業再生にとって欠かせない存在となっており、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた中小企業に対する支援の重要度が今後ますます高まっていくことが想定され、引き続き経営改善計画策定支援の強化や事業者へのPRなど、支援体制の強化を図られたい。

【要望内容】 <経済産業省、金融庁>

- 事業性評価融資の推進、金融機関の目利き力向上（「ローカルベンチマーク」および「経営デザインシート」の活用、企業の運転資金構造に適した短期継続融資（専用当座貸越）の推進等）
- 「経営者保証に関するガイドライン」のさらなる活用に向けた経営者に対する周知強化、金融機関から企業側に求められる対応について情報提供の推進
- 中小企業経営者の金融リテラシー向上に向けた支援強化
- 信用保証協会における「経営者保証を不要とする取り扱い」に関する要件緩和、および周知活動の徹底、事業性評価の推進
- 新型コロナウイルスからの再チャレンジ・リスタート等出口対応に向けた、中小企業再生支援協議会の支援体制強化
- 経営デザインシートの活用促進など、知財の事業性評価を活用した融資制度の普及推進
- 「知財ビジネス評価書」や「知財ビジネス提案書」について、金融機関のさらなる理解促進と作成支援事業（中小企業知財経営支援金融機能活用促進事業）の周知強化

以上